

仮設選挙用事務所の設置に係る手続きのお知らせ

仮設選挙用事務所を新たに設置する際には、設置場所・規模及び構造等により、建築基準法に基づく「仮設建築物の許可」・「建築確認申請」及び「完了検査申請」の手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

令和7年3月31日まで

仮設選挙用事務所を設置する状況の別	手続きの要否
新たに設置する場合（既存建築物を利用する場合を除く）	
都市計画区域内（市街化区域・市街化調整区域）	○（必要）
都市計画区域外	
1：土砂災害特別警戒区域内に設置するもの	○（必要）
2：木造で3階以上又は延床面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの	○（必要）
3：非木造で2階以上又は延床面積が200㎡を超えるもの	○（必要）
4：1～3以外の建築物	×（不要）

令和7年4月1日から

仮設選挙用事務所を設置する状況の別	手続きの要否
新たに設置する場合（既存建築物を利用する場合を除く）	
都市計画区域内（市街化区域・市街化調整区域）	○（必要）
都市計画区域外	
1：土砂災害特別警戒区域内に設置するもの	○（必要）
2：2階以上又は延床面積が200㎡を超えるもの	○（必要）
3：1・2以外の建築物	×（不要）

※ 仮設建築物許可申請の申請図書等について

(1) 申請に必要な書類等

- ① 許可申請書（仮設建築物等）：第44号様式
- ② 添付図書

・委任状	・敷地面積求積図
・理由書	・床面積求積図（建築面積・各階床面積）
・付近見取図	・無窓居室の検討（採光・換気・排煙）
・配置図	・シックハウス関係図書
・各階平面図	・構造図（基礎の構造が分かる程度のもの）
・2面以上の立面図又は断面図	・工程表（工事着手から撤去までのもの）
・仕上表	

※ 別途、建築確認申請及び完了検査申請の手続きが必要です。
（建築確認申請の添付図書については許可申請と同様です。）

(2) 申請部数

3部（正本・副本・消防用）

(3) 許可申請手数料

120,000円

※ 別途、建築確認申請及び完了検査申請をする際の手数料が必要です。



佐野ブランドキャラクター さのまる

【問合せ先】

都市建設部 建築指導課

TEL：0283-20-3104